

人気アーティストのコンサートチケットを購入しようと、インターネットで検索して一番上に表示されたサイトにアクセスし、1万5000円のチケットを購入した。その後、このアーティストの公式サイトを見たところ、自分が購入したのは海外のチケット転売仲介サイトであり、正規の代金よりはるかに高額であることがわかった。さらに、転売されたチケットでは入場できない場合があるとの記載があり、当日、入場できるか不安なのでキャンセルしたい。 (50歳代 男性)

人気のコンサートやスポーツなどで、転売されたチケットの購入に関する相談が寄せられています。チケット転売仲介サイトではチケットの価格や手数料が高額になり、転売が禁止されたチケットだと気付かずに購入した場合、キャンセルができないことがあります。また、公式の販売サイトと勘違いして、海外のチケット転売仲介サイトから購入してしまうケースも多くあります。チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかを十分に確認してから購入しましょう。

チケットの中には、規約で第三者への譲渡や転売などを禁止している場合があります。また、入場時に本人確認が必要な場合もあり、転売チケットでは入場できない可能性もあります。転売チケットを購入する際は、チケットの規約をよく確認するようにしましょう。

2019年6月14日、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（チケット不正転売防止法）」が施行されました。国内で開催されるコンサートやスポーツなどの興行チケットのうち、「特定興行入場券」の不正転売、不正転売を目的とした譲り受けを禁止し、罰則も規定されています。

「特定興行入場券」とは、興行の日時・場所・座席が指定され、興行主の同意のない有償譲渡の禁止と購入者の氏名・連絡先を確認する措置が講じられ、その旨が記載されているチケットです。

急に都合で行けなくなった場合は、公式リセールサイトを利用して、希望する人への転売が可能な場合がありますので、事前に確認しましょう。